

新型コロナウイルス感染症 対策について

2023年11月



新型コロナウイルス感染症対策について

国は、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、5類感染症へと移行した。これにより、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、各自の自主的な取組を基本とする対応に転換することになった。

しかしながら、感染力の強さや、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクの高さなど、新型コロナウイルスの特性が変わるわけではないため、本県では、5類感染症への移行後も、引き続き、医療提供体制に万全を期すとともに、感染状況等を踏まえた適時適切な情報提供と呼びかけを行っている。

また、新型コロナワクチン接種については、9月20日から初回接種を終了した生後6か月以上のすべての方を対象とした「令和5年秋開始接種」が始まっている。希望される方が速やかに接種を受けられるよう、引き続き、市町村、医療機関、医師会等関係団体と連携を図り、取組を進めている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、エネルギー価格等の高騰による影響が加わり、幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされていることから、本県では市町村が実施するプレミアム商品券発行事業に対する支援の拡大による県内の消費喚起や、地域経済を支える中小企業等に対する新商品開発、販路開拓の支援、エネルギー価格等の高騰の影響緩和などに全力で取り組んでいるところである。

国においても、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

1 感染拡大防止と社会経済活動の両立

- (1) 日常における基本的な感染防止対策が各自の判断に委ねられることが基本となる中で、自主的な判断により適切な対策を講じることができるよう、様々な場面において注意すべき感染防止対策や行動について、分かりやすく丁寧に周知すること。
- (2) 併せて、感染状況の積極的な調査及び流行パターンの解析を継続して進め、各自が流行状況を客観的に判断できるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様な全国統一した基準を早期に設定すること。
- (3) 危機時に情報を迅速に収集・共有・分析・公表することができる情報基盤の整備や、ワクチン接種の実施状況及び副反応疑い報告等に関するデータベースの整備など、積極的に医療DXの推進を図ること。

2 検査・医療体制等の充実・強化

- (1) 感染症法の改正により、都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等との間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結することとされた。国は都道府県に対し、協定締結に関する詳細な情報提供や支援を行うこと。
- (2) 変異株のスクリーニング検査の検査率を高めるために、民間の医療機関を含めた、多くの施設が検査を行えるようにする必要があり、新たな変異株が発生した場合には、国は速やかに検査手法を確立し、実施体制を整えるとともに、行政機関間で情報共有が迅速に行えるようにすること。

- (3) 治療薬について、医療機関へ安定的な供給を図ること。また、国内の製薬企業により開発された治療薬については、安定的な供給のため、製薬企業に対し十分な支援を行うこと。
- (4) 変異株について、分析結果や具体的感染事例、効果的感染予防策等、詳細な情報を提供すること。
- (5) 罹患後症状（後遺症）について、実態把握に資する調査・研究等を進めるとともに、その結果を速やかに情報提供すること。
- (6) 社会福祉施設等は、支援を必要とする方のために継続して福祉サービスを提供する必要があることから、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人員不足による社会福祉現場の崩壊を避けるため、福祉サービス提供体制の維持に向けた支援策とともに、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (7) 医療現場の体制整備など、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担については、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。

3 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) 9月20日から初回接種を終了した生後6か月以上のすべての方を対象とした「令和5年秋開始接種」が始まっている。国は、新たな追加接種の制度についてはもとより、その目的や必要性などについて、国民に丁寧にわかりやすく情報発信すること。
- (2) 2023年度のワクチン接種に要する費用は、接種回数に応じた上限額が設定されている。ワクチン接種を円滑に進めていけるよう、特例臨時接種の期間は、ワクチン接種に要するすべての費用を全額国費で負担すること。

- (3) 基礎疾患を有する小児や乳幼児へのワクチン接種は、2023年度末まで、引き続き、接種勧奨や努力義務の規定が適用されている。国は、小児や乳幼児のワクチン接種の安全性や必要性、副反応等について、丁寧にわかりやすく情報発信すること。
- (4) 「令和5年秋開始接種」に使用するワクチンについて、希望する全ての国民に対して、円滑かつ切れ目のない接種を行うことができるよう、十分な量を計画的に供給すること。
- (5) 2024年度以降の接種について、国において定期接種を念頭に検討が進められているが、各種の事務処理を含めた制度の詳細案を早急に示すこと。併せて、不交付団体を含め地方自治体に過大な負担が発生しないよう、財政支援を行うとともに、全ての接種希望者が経済的状況にかかわらず接種できるよう、国民の負担軽減策を講じること。
- (6) 国の予防接種健康被害救済制度については、審査の迅速化及び透明化に努め、請求者に対して、審査状況及び認否の理由を十分に説明できるようにすること。
- (7) ワクチンの副反応について、実態把握に資する調査・研究等を進めるとともに、その結果を速やかに情報提供すること。

4 地域経済への影響を踏まえた対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、エネルギー価格等の高騰による影響が加わり、それにより幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、状況に応じた適切な経済対策や、事業者支援を行うこと。
- (2) 「中小企業等事業再構築促進事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待

しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応する事業者の新たなチャレンジを大いに後押しするものであり、今後も継続して予算を確保し、中小企業生産性革命推進事業とともに、多くの事業者が活用できるよう引き続き柔軟に対応すること。また、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点から、持続化補助金は十分な予算を確保すること。

- (3) 国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に対応するよう要請を行っているが、引き続き厳しい経営環境に置かれている事業者に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期すこと。
- (4) 雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。
- (5) 世界的な旅客機需要は新型コロナウイルス感染症の影響から一部回復基調にあるものの、航空機産業関連事業者は、未だ厳しい経営環境に直面しており、需要回復にはまだ数年を要すると予測されている。このため、官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続などの支援策を講じること。
- (6) 農林水産物の消費低迷など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対して経営継続に向けた支援を十分に行うとともに、アフターコロナを見据え、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。

- (7) 更なるインバウンドの回復に向けて、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施するとともに、都市部から地方への誘客を創出する取組を進めること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症により、イベントの中止・延期など大きな影響を受けた文化芸術団体やスポーツ団体に対して十分な支援を行うとともに、文化芸術活動やスポーツ活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援を充実すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰、それに伴う電力料金の高騰により、経営に深刻な影響を受けている地域公共交通（鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等）を維持していくため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、更なる支援措置を講じること。

5 教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた、子どもの心のケアや家庭環境の支援のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を図ること。
- (2) 現下の光熱費の高騰は、国公立、私立を問わず、大学の経営に大きな影響を与えている。大学が今後も質の高い教育研究活動を継続できるよう、高等教育を所管する国の責任において、大学における光熱費の高騰への支援を行うこと。

6 誰ひとり取り残さない社会の構築

- (1) 増加する生活困窮者への支援にあたり、地方自治体に過度な財政負担が生じないように、生活困窮者就労準備支援事業等補助金の地方負担分に対する財政支援を拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得の子育て世帯の生活実態は依然厳しさを増しているため、継続して支援を講じること。
- (3) 感染したこと等を理由に人権が脅かされることのないように、引き続き、国においても人権を守る対策を講じること。

7 地方財政への十分な支援

- (1) 引き続き、感染状況に応じた必要な対策に地方が躊躇なく全力で取り組んでいけるよう、十分な国庫補助の確保と、全面的な地方財政措置を講じること。
- (2) 物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対応には限界があることから、住民生活や経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の高騰への対策は、国の責任において適切に行うこと。

また、引き続き国の対策を補完し、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じること。

2023年11月

愛知県知事 大村 秀 章